

## 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（案）

【備考】

## 第 1 章 背景

(経緯)

平成 20 年 6 月 6 日 生物多様性基本法 成立・施行

平成 22 年 3 月 16 日 生物多様性国家戦略 2010 の決定

平成 24 年 3 月 27 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全に  
関する点検結果とりまとめ

平成 24 年 9 月 28 日 生物多様性国家戦略 2012-2020 の決定

平成 25 年 3 月 26 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全に  
つき今後講ずべき措置について（中央環  
境審議会答申）平成 25 年 6 月 12 日 絶滅のおそれのある野生動植物の種の  
保存に関する法律（種の保存法）改正法  
公布

平成 20 年に策定された生物多様性基本法では、「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする（第 15 条第 1 項）」ことが明記された。また、同法の附則第 2 条では、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全にかかる法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。

さらに、平成 22 年に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2010」において、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の状況の把握と減少要因等を分析して効果的な対処方針を明らかにしていくこととした。このため環境省では、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略 2010 を踏まえ、平成 23 年度に、絶滅のおそれのある野生生物の保全について、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。点検は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の国内流通管理に関する点検の 2 つに分けて実施し、それぞれの有識者による点検会議において、今後取り組むべ

1 き課題等が提言された<sup>1</sup>。

2 平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第  
3 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する世界的目標  
4 である「戦略計画 2011－2020（愛知目標）」が採択された。その後、  
5 平成 24 年 9 月には、戦略計画 2011－2020（愛知目標）を踏まえた  
6 我が国の「生物多様性国家戦略 2012－2020」を閣議決定した。

7 生物多様性国家戦略 2012－2020 では、愛知目標の達成に向けた  
8 ロードマップとして我が国の国別目標を示している。このうち、絶  
9 滅危惧種に係る愛知目標の個別目標 12 に対応した我が国の国  
10 別目標 C-2 は、以下のとおりである。

11 「2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種にお  
12 いて、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）とな  
13 る種（長期に発見されていない種について 50 年以上の経過等  
14 により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、  
15 2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧 I  
16 A 類（CR）又は絶滅危惧 I 類（CR+EN）については、積極的  
17 な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水  
18 産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりラン  
19 クが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。  
20 （以下略）」

21 加えて同国家戦略では、この国別目標 C-2 の達成に資する具体的  
22 施策の一つとして、「平成 23 年度に実施した我が国の絶滅のおそれ  
23 のある野生生物の保全に関する点検を受けて、今後の全国的な絶滅  
24 のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け  
25 等を盛り込んだ戦略を作成する」こととしている。

26  
27 さらに、平成 24 年 11 月には中央環境審議会に「絶滅のおそれの  
28 ある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について」諮問し、平  
29 成 23 年度の点検の結果を基本とした検討の上、パブリックコメン  
30 トを経て平成 25 年 3 月に答申を得た。

31 答申では、種の保存法について登録票の管理方法等の改善や罰則  
32 の強化を早期に講じて、希少野生動植物種の国内流通を適切に規制  
33 し管理するとともに、我が国の絶滅危惧種の保全の取組を全国的か  
34 つ計画的に進めるため、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略  
35 で、基本的な考え方や具体的な施策の展開方法についても示すもの  
36 とされた。

37 なお、罰則の強化を含む種の保存法改正法は平成 25 年 6 月に成  
38 立した。改正法案の国会審議の際には、絶滅危惧種の保全のための

---

<sup>1</sup> 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について」<<http://www.env.go.jp/nature/yasei/tenken.html>>，2012.3.27

1 今後の検討課題について様々な議論がなされ、改正法の附則におい  
2 ては、改正法施行後3年を経過した場合において法の執行状況等を  
3 勘案して、法の規定に検討を加えることとされている。また、衆議  
4 院及び参議院の改正法案に対する附帯決議では、2020年までに300  
5 種を同法に基づく希少野生動植物種に新規指定することを含め、複  
6 数の措置を講ずることを求めている。

## 10 第2章 目的

11 野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素で  
12 あり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの  
13 流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持  
14 している。また、野生生物は、資源や文化等の対象として、人類の  
15 豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

生物多様性の観点、  
絶滅危惧種の保全の  
必要性を記述。【佐藤  
委員】

16 野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等様々なレベ  
17 ルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必  
18 要があるが、中でも種は、野生生物の世界における基本単位であり、  
19 生物多様性の確保の観点からも、種の存続を確保することは重要で  
20 ある。

21 しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が  
22 絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。現在と  
23 将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一  
24 層の促進が必要である。

25 なお、絶滅危惧種の保全の目標は、個体数の減少を防止し、又は  
26 回復を図ることにより、種の絶滅を回避することであり、最終的に  
27 本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続を確保すること  
28 である。

30 本保全戦略は、生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、環境  
31 省が自らの取組を中心に策定するものである。

32 本保全戦略は、生物多様性国家戦略2012-2020の国別目標C-2  
33 の達成に向けて、我が国に生息・生育する絶滅危惧種（環境省レッ  
34 ドリストの絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類。以下、本保全戦略において同様  
35 とする。）を対象とし、その保全を全国的に推進することを目的と  
36 し、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を  
37 示すものである。

38 本保全戦略の進捗状況については、生物多様性国家戦略の点検及  
39 び見直しにあわせて点検を行うこととし、次の生物多様性国家戦略

1 見直しの際には、本保全戦略に示された施策等を、進捗状況も勘案  
2 しながら生物多様性国家戦略に適切に反映することとする。

3  
4  
5

## 6 第3章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

7 第3章では、第1章の背景で述べた、平成24年度に公表した環  
8 境省第4次レッドリストの絶滅危惧種の選定状況、平成23年度の  
9 点検結果及びその後の種の保存法改正の経緯を踏まえ、我が国の絶  
10 滅危惧種の現状と課題の概況を整理する。

11

### 12 1. 第4次レッドリストの評価結果

13 環境省では、我が国に生息・生育する野生生物について、生物  
14 学的観点から個々の種の絶滅のおそれの度合いを評価し、絶滅の  
15 おそれのある種を選定し、「レッドリスト（日本の絶滅のおそれ  
16 のある野生生物の種のリスト）」として公表している。また、「レ  
17 ッドデータブック」は、レッドリスト掲載種の生息状況等を取り  
18 まとめて編纂したものである。

19 レッドリスト及びレッドデータブックは、絶滅危惧種の状況に  
20 ついての国民の理解を促し、保全の推進に広く活用されることを  
21 目的に作成された基礎的資料であり、環境省では、レッドリスト  
22 を概ね5年、レッドデータブックを概ね10年を目途に見直しを  
23 行っている。

24 平成24年度に公表した第4次レッドリストでは、絶滅危惧Ⅰ  
25 類及びⅡ類のカテゴリー（ランク）に該当する絶滅危惧種として、  
26 10分類群合計で3,597種が掲載され、第3次レッドリストより  
27 442種増加した。種数の増加の要因には貝類における評価対象の  
28 拡大といった事情があるものの、我が国の野生生物が置かれてい  
29 る状況は依然として厳しいことが明らかとなった。

30

### 31 2. 我が国の絶滅危惧種の保全に関する現状と課題（平成23 32 年度点検結果）

33 平成23年度に実施した「我が国の絶滅のおそれのある野生生  
34 物の保全に関する点検」では、環境省第3次レッドリストの絶滅  
35 危惧種3,155種を対象として、レッドデータブックや付属説明資  
36 料の情報を基に、減少要因に関する全体的な傾向を見た。

37 絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因と  
38 して開発、捕獲・採集、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種  
39 の影響、農薬汚染、管理放棄等がみられた。ただし、これらの滅

1 少要因は、対象種が絶滅危惧種と評価されるに至った要因を示し  
2 たものであり、現在において同種の回復を阻害している要因では  
3 必ずしもないことには留意が必要である。近年は、ニホンジカ等  
4 の中大型哺乳類の個体数増加や分布拡大による植物への影響が  
5 深刻化しており、維管束植物等の絶滅危惧種の減少要因としても  
6 懸念されている。

7 あわせて同点検では、抽出された代表的な減少要因に対応する  
8 対策に関連した代表的な制度を整理し、それらの制度のうち一部  
9 について、絶滅危惧種又はその生息・生育地の保全等の各制度に  
10 による対応状況を点検した。(表1)

11 野生生物や自然環境の保全に関係する法律としては、絶滅のお  
12 それのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の  
13 制定(平成4年)をはじめ、環境影響評価法(平成9年)、自然  
14 再生推進法(平成14年)、特定外来生物による生態系等に関する  
15 被害の防止に関する法律(外来生物法)(平成16年)、地域にお  
16 ける多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動  
17 の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)(平成22年)  
18 などが、この20年程度で制定されている。加えて、自然公園法  
19 (昭和32年)等の従来の自然環境に関連する法令においても、  
20 生物の多様性の確保に寄与するため、保全対策の強化が行われて  
21 きている。

22 また、地方公共団体においても、条例等に基づいて絶滅危惧種  
23 を含む希少種の保全のための施策を講じており、平成23年度末  
24 時点では、31の都道府県が、希少な野生動植物の保護等を目的と  
25 した条例を制定している。さらに、点検では十分に取り上げられ  
26 なかったものの、点検会議では、里地里山地域や都市近郊におけ  
27 る環境に配慮した自然資源利用の支援等、法令以外の様々な制度  
28 による施策があることも指摘された。

29 このように、保全に関係する制度的な整備は進んできたといえ  
30 るが、絶滅危惧種の保全にこれらの様々な既存の制度が十分に活  
31 用されてきたとはいえない。このため、対象種の特性或減少要因  
32 等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用するこ  
33 とが重要である。

34 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度  
35 そのもののあり方だけでなく、制度運用の強化が重要であり、  
36 そのためには、知見、技術、人員、資金等の確保に努めることも  
37 重要である。同時に、これらの様々な制約の中で種の絶滅回避の  
38 ための取組を効果的に推進していくためには、保全に取り組む種  
39 の優先順位を明らかにしたうえで、具体的な施策を計画的に実施  
40 することが重要である。

表1 代表的な減少要因に対して想定される対策と関連制度

減少要因	想定される主な対策	関連する代表的な既存制度の例	保全状況の例(注1,2)	
(1)生息・生育地の減少又は劣化	○既に失われた生息・生育地の再生等	・自然再生事業(自然再生推進法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法)		
開発	○一定の区域内の開発規制(保護地域)	・生息地等保護区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護地区(鳥獣保護法) ・国立・国定公園(自然公園法) ・自然環境保全地域等(自然環境保全法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・特別緑地保全地区等(都市緑地法等) ・希少種保護条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他(地域指定の天然記念物、保安林、保護水面等)	保護地域カバー率(開発):21%	
	○事業時の環境配慮等	・環境影響評価(環境影響評価法) ・その他条例に基づく環境影響評価の制度		
過剰利用等	○一定の区域内の立入・乗入等の利用制限(保護地域)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域、海域公園地区等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・特定自然観光資源(エコツーリズム推進法) ・条例に基づく保護地域内の立入・乗入等規制	保護地域カバー率(過剰利用等):31%	
	○利用時の環境配慮等	・エコツーリズム推進協議会等(エコツーリズム推進法)		
管理放棄・遷移進行等	○生息・生育地の維持管理等	・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) ・風景地保護協定(自然公園法)		
(2)種の捕獲・採集	○捕獲規制		種指定率:64%	
	区域を定めず種等を指定した捕獲・採集の制限	・国内希少野生動物種の捕獲規制(種の保存法) ・鳥獣の捕獲規制(鳥獣保護法) <sup>注3</sup> ・地域を指定しない天然記念物(文化財保護法) ・希少種保護条例に基づく捕獲規制 ・その他(水産資源保護法の保護動物など)	種指定率(国):7% 種指定率(県):25%	
	一定の区域を定めた全種又は指定種の捕獲・採集の制限	・国立・国定公園内の特別地域、海域公園地区等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区、海域特別地区等(自然環境保全法) ・鳥獣保護区(鳥獣保護法) <sup>注3</sup> ・地域指定の天然記念物(文化財保護法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・条例に基づく保護地域内での捕獲規制	保護地域カバー率(捕獲等):6% 種指定率(保護地域内):50%	
(3)生態系の攪乱	外来種等による捕食・競合等(ニホンジカ等の中大型哺乳類の個体数増加・分布拡大を含む)	○外来種等の放出等規制		
		区域を定めず種指定	・特定外来生物の放出規制(外来生物法) ・地方自治体の条例等による外来種の放出規制	
		一定の区域を定める(保護地域内)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の放出規制	
		○外来種等のモニタリング、防除等(ニホンジカ等の個体数調整を含む)	・特定外来生物の防除(外来生物法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) ・鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法)	
水質汚濁・農薬汚染	○一定の区域内の排出規制(保護地域)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の排出規制		
	○区域を定めない排出等の規制	・水質汚濁防止法による汚水等の排出規制、農薬取締法による農薬の使用規制等		
○対象種の個体数の積極的な維持・回復(保護増殖)など		・保護増殖事業(種の保存法) ・希少種保護条例に基づく保護増殖の取組 など		

注1:「保護地域カバー率」は、当該減少要因にかかる絶滅危惧種の分布域(分布データのある種に限る)を国立・国定公園、自然環境保全地域等、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区がカバーしている割合を示す。

注2:「種指定率(国)」は、捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種のうち国内希少野生動物種、狩猟鳥獣以外の鳥獣、天然記念物として捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(県)」は同じく希少種保護条例によって指定され捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(保護地域内)」は同じく国立・国定公園の特別地域、同じく海域公園地区、自然環境保全地域の特別地区で指定され区域内の捕獲等が規制されている種数の割合を示す。「種指定率」はこれらの合計(重複は除く)。

注3:鳥獣保護法により鳥獣は、狩猟によるものを除き原則捕獲が禁止されているが、鳥獣保護区では狩猟を行うことができない。

1 さらに点検結果からは、具体的な施策を検討するために必要な  
2 絶滅危惧種に関する知見が不足していることも明らかとなり、必  
3 要な情報の収集・蓄積と関係者間の共有が求められている。

4 なお、平成 25 年 6 月の種の保存法の改正を踏まえ、環境省で  
5 は絶滅危惧種の保全に係る平成 26 年度予算の大幅増額と、職  
6 員の定員の増加を要求しているところである。

### 8 3. 希少野生生物の国内流通管理に関する現状と課題

9 種の保存法では、我が国に生息・生育する「国内希少野生動植  
10 物種」のみならず、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取  
11 引に関する条約（ワシントン条約）」によって国際取引が規制され  
12 ている種などの国際的な協力による保全が必要とされる絶滅危惧  
13 種についても「国際希少野生動植物種」として指定され、国内で  
14 の流通を規制している。このため、平成 23 年度の点検では、種  
15 の保存法に基づき個体等の譲渡し等を規制している希少野生動植  
16 物種の国内流通管理の状況も点検した。

17 その結果、種の保存法に定める罰則等の制裁措置では違反を抑  
18 制するうえで十分とはいえないことや、譲渡し等を行える国際希  
19 少野生動植物種の個体等の登録制度が抱える課題等が明らかとな  
20 り、点検会議の提言を得た。さらに、中央環境審議会の答申「絶  
21 滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置につい  
22 て」において、違法な捕獲や譲渡し等に対する罰則の強化や、登  
23 録制度の手續改善等を行うべきことが指摘された。

24 これらを踏まえ、平成 25 年 6 月の種の保存法の改正では、違  
25 法な捕獲や取引に関係する罰則が強化されたほか、希少野生動植  
26 物種の広告の規制、登録関係事務手續の改善等がなされた。さら  
27 に今般の改正法では、施行後 3 年に登録制度も含めた法規定の検  
28 討を加えることとされており、今後、法規定の検討に必要な調査  
29 の実施や課題に対する対応策の検討を継続して行う予定である。

## 33 第 4 章 基本的考え方

34 第 4 章では、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関す  
35 る点検会議の提言を基に、我が国に生息・生育する絶滅危惧種をど  
36 のように保全していくのか、基本的な考え方を記述する。なお、生  
37 息域外保全及び野生復帰の基本的な考え方については、「絶滅のおそ  
38 れのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」（平成 21

1 年1月)<sup>2</sup>及び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する  
2 基本的な考え方」(平成23年3月)<sup>3</sup>を基に整理を行う。

3 本章は、環境省が絶滅危惧種の保全を推進するにあたっての基本的  
4 的な考え方を示すものであるが、地方公共団体等における保全政策  
5 の立案・実施の際にも参考となる絶滅危惧種の保全に関する基本的  
6 考え方となるように努めた。

## 8 1. 語句の定義

9 本保全戦略における語句は、以下の定義による。

- 11 ・ 生息域内保全：種に着目して生態系及び自然の生息地を保全  
12 し、持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、回復すること。<sup>4</sup>
- 14 ・ 生息域外保全：生物や遺伝資源を自然の生息地の外において  
15 保全すること。本保全戦略では、我が国の絶滅のお  
16 それのある野生動植物種を、その自然の生息地外に  
17 において、人間の管理下で保存することをいう。
- 18 ・ 保護増殖(種の維持・回復にかかる取組)：特定の種を対象と  
19 し、その個体数を積極的に維持・回復するために行  
20 われる幅広い取組。生息・生育地の整備、餌条件の  
21 改善などの生息域内保全に限らず、飼育・栽培等に  
22 よる繁殖の取組(生息域外保全)及び野生復帰の取  
23 組も含まれうる。種の保存法における保護増殖事業  
24 も、これに含まれる取組である。
- 25 ・ 野生復帰：生息域外におかれた個体を自然の生息地(過去の  
26 生息地を含む)に戻し、定着させること。なお、種  
27 の絶滅回避のために実施される取組の一手法として  
28 位置づけるものとし、回復した傷病個体のリリース  
29 は含めないこととする。

## 31 2. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

### 32 (1) 優先度の基本的な考え方

33 絶滅危惧種の保全のための対策を講ずるにあたっては、①種  
34 の存続の困難さと、②対策効果の大きさの二つの視点で評価し、  
35 取り組む種の優先度を決定する。

具体的な記述は「骨  
子案」では省略した  
が、点検会議の提言  
に基づいて記述し  
た。

<sup>2</sup> [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=12843&hou\\_id=10655](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12843&hou_id=10655)

<sup>3</sup> [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=17257&hou\\_id=13648](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=17257&hou_id=13648)

<sup>4</sup> 生物多様性条約の条文においては、In-situ Conservation(生息域内保全)には特定の種に着目しない生物多様性保全に係る取組が含まれるが、本保全戦略においては絶滅危惧種の保全にかかる取組に限定することとする。



1 ① 種の存続の困難さによる視点

2 環境省における保全対策の検討にあたって、種の存続の困難さ  
3 は、環境省レッドリストのカテゴリー（ランク）を基本とする。  
4 具体的には、絶滅危惧 I A 類（CR）又は絶滅危惧 I 類（CR+EN）  
5 の中で、生息状況の悪化が進行していること等により特に絶滅の  
6 おそれの高い種から、対策の検討を優先的に行う必要がある。

7 なお、種によっては増殖率や個体の移動範囲等の特性が大きく  
8 異なっていたり、減少要因や生息環境等の種が置かれている状況  
9 も様々であるため、レッドリストで同じカテゴリーとされたもの  
10 でも優先度が異なる場合があることに考慮する。

11 また、カテゴリーにかかわらず急激な状況の悪化によって緊急  
12 対策を要すると判断される種についても優先して保全に取り組  
13 む。

14  
15 ② 対策効果による視点

16 対策効果の視点からは、以下の項目に該当する種が優先して保  
17 全に取り組む種として想定される。

- 18 ・ 生態学的に重要性が高く（例えばアンブレラ種やキースト  
19 ン種のような機能）、その保全によって分布域内の生態系全体  
20 の保全にも効果がある種
- 21 ・ 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり  
22 （フラッグシップ種）、多くの主体の保全への参画又は協力を  
23 促進させる効果が期待される種
- 24 ・ 絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、その取組が他の  
25 絶滅危惧種の保全にも効果がある種

26  
27 (2) 考慮すべき事項

28 環境省が主導して、全国レベルで保全に取り組むにあたっては、  
29 上記の優先度の視点に加え、以下のような特性を有する種につい  
30 ても考慮して保全に取り組む種の優先度を決定する。

- 31 ・ 捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可  
32 能性がある種
- 33 ・ 固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等、我が国の中でも特  
34 に重要な生態系がみられる地域に分布する種
- 35 ・ 分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及  
36 ぶ種
- 37 ・ 国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む  
38 必要がある種
- 39 ・ 有効かつ汎用性のある保全の手法や技術を確立するために先  
40 駆的に保全に取り組む意義がある種

1  
2       なお、レッドリストのカテゴリーが絶滅危惧Ⅱ類（VU）であ  
3       っても、以下のような状況にある種については、情報の整備と  
4       保全対策の手法検討により、方向性を示すことが重要である。

- 5       ・ かつては広域的に里地里山地域等でごく普通に見られてい  
6       たにもかかわらず、近年、全国的に減少傾向にある種や海浜、  
7       河口等に生息・生育し、その環境変化に伴って全国的に減少  
8       傾向にある種
- 9       ・ 個体数は安定しているものの、その生息地が一方所に集中し  
10       ているなどにより、自然の状態では本来想定されない脆弱性  
11       の高い状況にある種

### 13 3. 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方

#### 14 (1) 種の特性や減少要因等を踏まえた対策の選定

15       対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それ  
16       ぞれの種の特性（分布様式や特定の環境への依存度合い、増殖  
17       率等）や減少要因を踏まえて、また、人の生活との関連性など  
18       の社会的側面も念頭においた上で、様々な保全対策（図1）の  
19       中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合  
20       わせて実施することが重要である。

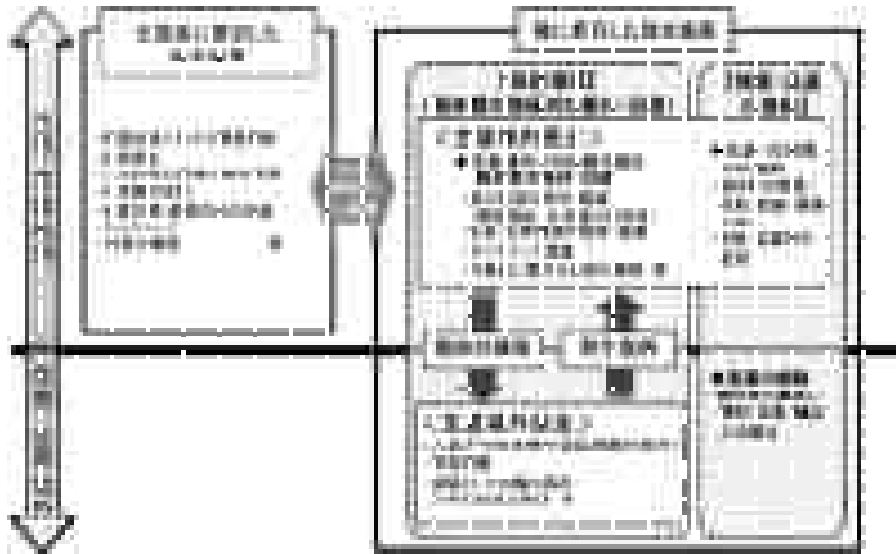
21       そのため、種の特性や減少要因、種を取りまく社会的状況な  
22       どの保全関連情報を蓄積したうえで、有効な保全手法や技術の  
23       確立を推進し、各種条件がある程度整ったものから、対策を推  
24       進していく必要がある。なお、これらの必要な保全関連情報の  
25       うち減少要因については、平成23年度の点検においても明らか  
26       になったように、特に対象種の生息・生育に悪影響を与えてい  
27       る現在における要因が明らかではない場合が多いことから、当  
28       該種を取り巻く問題の適切な把握に努めることが重要である。

29       種の特性や減少要因を踏まえて保全対策を選択する具体的な  
30       例として、例えば、捕獲・採取圧が主な減少要因である種に関  
31       しては、捕獲及び流通の規制が有効であるとともに、生息・生  
32       育地の監視体制を取ることが重要である。

33       また、生息・生育地の減少又は劣化が著しい種については、  
34       生態系の維持・改善を図る施策（保護地域による開発規制や自然  
35       再生による環境改善等）が必要であり、特に、湧水性のハリ  
36       ヨ（CR）、森林性のキセルガイ類などのように個体の移動範囲  
37       が地域的に限られ特定の環境に依存している種や、ナゴヤダル  
38       マガエル（EN）をはじめとするカエル類や草原・湿原性のチョ  
39       ウ類などのように増殖率が高く環境の改善により速やかに回復

絶滅危惧種について科学的な視点だけでなく社会側の側面も重要視する必要がある。【武内委員】

何が一番問題の減少要因かもわからない事の方が多い。要因についての精査がもっと必要。【石井信夫委員】



図の構成を修正。【石井実委員】

図1 絶滅危惧種の保全対策の相互関係

が見込まれる特性を持つ種には、有効であることが多い。

一方、生息・生育地の保全だけでは種の存続が近い将来困難となる危険性のある種（ツシマヤマネコ（CR）など）や、緊急的な危機状況ではなくとも、野生下での増殖率が低いなどにより一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある種（シマフクロウ（CR）など）、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により緊急の対策を要する種（ライチョウ（EN）など）については、対象種の個体数を積極的に維持・回復するため、生息域外保全及び野生復帰も含めて複数の施策を横断的に行う保護増殖の取組を検討する必要がある。

なお、ある特定の絶滅危惧種に着目して生息・生育地の保全に取り組む際には、同じ場所に生息・生育する他の絶滅危惧種の状況にも配慮することが重要である。また、里地里山等の二次的自然環境や河畔環境等のように変動・攪乱が大きい環境に生息・生育する攪乱依存種（アユモドキ（CR）、ヒョウモンモドキ（CR）など）では、長期的な視点に立った保全の実施が特に重要であることに留意する必要がある。

また、減少要因や種のおかれた状況によっては、同一の種であっても地域によって減少要因が異なることも多く、それぞれの地域によって異なる対策を講ずることも想定される。さらに、淡水魚類等のように水系毎の隔離的な分布状況で、遺伝的に異なる特性を持つ地域個体群毎の保全が必要なものがある一方で、渡り鳥等のように、広く繁殖地、中継地及び越冬地間での連携した保全が必要なものもある。このため、保全の実施にあたっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、保全の対象とする適切な範囲（保全ユニット、又は保全単位）を明確化する

以下、具体的な記述は「骨子案」では省略したが、点検会議の提言に基づいて記述した。

削除：既に

削除：困難に

1            ることが肝要である。

2            野生生物種の安定的な存続を確保するためには、当該種と地  
3 域の人の生活との関連性などの社会的な側面も十分に考慮し、  
4 共生を図っていくことが重要である。このため、地域住民の絶  
5 滅危惧種の保全に対する理解と協力も必要であり、生息・生育  
6 地の保全や持続可能な利用に関する草の根の取組との連携を図  
7 ることが重要である。例えば、ある程度個体数が回復した種の  
8 保護管理や、自然災害等によって新たに形成された生息・生育  
9 地の扱いについては、地域の関係者における十分な合意形成が  
10 重要である。特に、絶滅危惧種であっても、その生息地が一箇  
11 所に集中していたり、個体数が急激に回復するなどによって、  
12 農林水産業や生活などへの被害があるような場合には、防護柵  
13 の設置等の被害防止の取組や、適切な場合には生息地の分散等  
14 による被害の軽減などの管理により、地域社会と共生を図るこ  
15 とが、その種の保全の観点からも重要である。

・ある程度回復した種を生活圏の中でどう維持管理をしているか。【桜井委員】  
・震災後の氾濫原など攪乱環境の希少種をどう保全すべきか。【中静委員】

被害の拡散もあり得るので「生息地の分散等」の書きぶりは慎重に。【桜井委員】

## 17           (2) 生息域外保全と野生復帰の考え方

18            絶滅危惧種の保全は、その種の生息・生育地内におけるの保  
19 存を図ることが基本であるため、生息域内保全（生息・生育地  
20 の維持・改善、脅威となっている外来種の駆除など）を基本と  
21 し、生息域外保全（緊急避難、飼育・栽培・増殖など）及び野  
22 生復帰は生息域内保全の補完として活用することが前提となる。

23            生息域外保全は、生息域内における同種個体群の絶滅のおそ  
24 れに応じた目的設定が必要である。実施の目的として具体的に  
25 以下の3つが挙げられる。

26            ①緊急避難：生息域内での存続が困難な種を生息域外で保存し、  
27 あるいは個体数を増加させ、種の絶滅を回避すること。

28            ②保険としての種の保存：生息域内において、種の存続が近い  
29 将来困難となる危険性のある種を生息域外で保存し、遺伝的  
30 多様性の維持を図ること。

31            ③科学的知見の集積：生息域内において、種の存続が困難とな  
32 る危険性のある種について、飼育・栽培・増殖等の技術や遺  
33 伝的多様性の現状等に係る科学的知見を、生息域外に置いた  
34 個体群からあらかじめ集積しておくこと。なお、上記①②を  
35 実施する場合には、併せて科学的知見の集積も行う。

36            また、生息域外保全を実施する種の選定にあたっては、基  
37 本的には当該種の生息域内での種の存続の困難さの高い種が  
38 優先される。しかし、比較的種の存続の困難さが低い種であ  
39 っても、将来的に絶滅の危険性が高まることが予測される場  
40 合は、早い段階から飼育・栽培・繁殖技術等に係る科学的知

各目的の具体的な記述は生息域外保全に関する基本方針から引用。

1 見の集積を行うとともに、得られた知見（生理・生態情報等）  
2 を生息域内での保全にフィードバックすることも必要である。

3 なお、生息域内保全の補完としての生息域外保全は、個体を  
4 適切に野生復帰させることも想定して取組を実施することから、  
5 そのような個体の保存にあたっては、個体の飼育・栽培下環境  
6 への適応により野外環境への適応が困難になることや、限られ  
7 た個体数での増殖による近交弱勢や遺伝的多様性の低下等の悪  
8 影響を、可能な限り排除することで、野生復帰させ得る資質を  
9 保つことが重要である。また、飼育・栽培下個体群をつくる野  
10 生個体由来の創始個体（ファウンダー）の確保に関しては、生  
11 息域外保全の実施自体が過度な捕獲・採取の要因とならないよ  
12 う、生息・生育地での状況を考慮することも必要である。

域外保全の個体は野  
外の環境への適応が  
困難になることがあ  
ること等を前提とし  
て認識しておく必要  
がある。【鷲谷委員  
（野生小委）】

13 絶滅危惧種の生息域外保全及び野生復帰については、生息域  
14 内保全の補完として、生息域内の個体群の復活又は補強（個体  
15 数の増加）に有効な手段と考えられる。ただし、野生復帰につ  
16 いては、自然の生息地以外への導入や遺伝的地域特性への配慮  
17 の欠如によって、実施する場所の生態系やその場所の個体群に  
18 対して悪影響を与える危険性もある。したがって、実施した場  
19 合の効果と悪影響の可能性を十分に検討して必要性を評価する  
20 とともに、実現可能性を検討し、その目的や手法に応じて計画  
21 的に実施することが重要である。このため、個々の種について  
22 生息域外保全及び野生復帰を実施する前に、それぞれに実施計  
23 画を作成する必要がある。

24 絶滅種（EX）については、国外の同種個体を野生復帰（再導  
25 入）することで対象種を復活させる可能性はあるが、現在の生  
26 態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼす危険性もあり、実施の  
27 前に多面的かつ慎重な検討が必要である。例えば、国外に存在  
28 する種と絶滅した国内種との同一性、再導入する種の生態や再  
29 導入先の生態系に果たす役割及び影響、再導入する個体の確保  
30 のための具体的方策（個体の確保、繁殖技術、繁殖実施主体及  
31 び繁殖場所、再導入場所、費用やスケジュール等）、再導入先  
32 により定着可能な生息・生育地環境の条件、地域の理解や合意形  
33 成等の社会的条件、再導入する種の個体の扱いに関する原産国  
34 の同意や同種個体の確保による本来の生息地への影響等を十分  
35 に検討する必要がある。

#### 37 4. 計画的な保全対策実施の考え方

##### 38 (1) 知見及び技術の集積と共有

39 保全の推進にあたって、絶滅危惧種の科学的知見（分布、個

1 体数、繁殖等の生態、好適環境等)や現在の生息・生育の現状、  
2 保全状況等に関する情報、保全手法や保全技術等の蓄積と各関  
3 係主体間の共有が重要である。特に、各種の計画立案や事業と  
4 の調整を早期段階に進め、保全を推進するためには、一定の情  
5 報管理を行いつつ、必要な者に必要な情報を提供することが重  
6 要である。

7 また、我が国全体としての保全の進捗状況を評価するための  
8 仕組みの整備も重要であり、環境省が中心となって、保全の取  
9 組がどの程度進んでいるかを客観的に把握するための枠組や  
10 わかりやすい指標等を検討し、提供することが重要である。

## 11 12 (2) 各種制度の効果的な活用

13 絶滅危惧種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を適切  
14 に選択する。そのため、表1にも示したように関連する既存の  
15 様々な法令及び各種制度について、その目的や適用の考え方な  
16 どそれぞれの特性や状況を把握したうえで、相互の組み合わせ  
17 も含めた効果的な活用を目指す。

18 具体的には絶滅危惧種の保全を推進するにあたって、まずは、  
19 種の保存法に基づき、捕獲や流通等の規制が必要な種をはじめ、  
20 生息・生育地の保護や保護増殖事業等、同法による対策が効果  
21 的な種を特定した上で、国内希少野生動植物種の指定を一層推  
22 進する。

23 種の保存法以外の保護地域制度に関しては、各制度の目的や  
24 規制内容等を踏まえつつ、絶滅危惧種の保全にあたってそれら  
25 の制度の活用を検討する。

26 具体的には、鳥獣の保護とその生息環境の保全を図ることを  
27 目的に指定される鳥獣保護区を活用し、希少鳥獣の生息地等の  
28 保護を推進する。また、自然公園は、特定の種の保全を目的と  
29 するものではないが、区域面積が大きく、絶滅危惧種の生息・  
30 生育地及びそれを取り巻く生態系を広く保全する施策として  
31 有効であると考えられる。このため、区域指定や地種区分等の  
32 検討の際には、それらの地域の絶滅危惧種の生息・生育環境を  
33 保全するという視点に十分留意するとともに、規制をかける動  
34 物及び植物の指定を行うにあたっては、環境省が作成するレッ  
35 ドリストの絶滅危惧種を考慮する。

36 絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やニホンジ  
37 カ等の中大型哺乳類の影響がある場合には、優先的に防除が実  
38 施されるべきである。これらの地域では、外来生物法に基づく  
39 特定外来生物等の効率的かつ効果的な防除等を生態系管理の  
40 一環として計画的に実施するなどの対策の推進を図る。また、

1 国立・国定公園内では生態系維持回復事業の活用を図る。なお、  
2 ニホンジカ等の中大型哺乳類の対策については、鳥獣保護法に  
3 基づく特定鳥獣保護管理計画等による都道府県や市町村の捕  
4 獲等の取組との連携が重要である。

5 対象種の特性や分布状況等によっては、個々の生息・生育環  
6 境の積極的な改善や、複数の生息・生育地間のつながりの確保  
7 も検討する必要がある。保護区域内での改善の取組、自然再生  
8 推進法や生物多様性地域連携促進法に基づく取組の促進の他、  
9 法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携に  
10 による取組の推進を図る。また、他省庁の関連する取組との連携  
11 を通じ、政府全体としての対策の強化に努めるとともに、地方  
12 公共団体による施策との連携も図っていく。

13 中大型哺乳類、猛禽類など行動圏が広い種、また里地里山等  
14 の二次的自然環境に生息・生育する種については、保護地域に  
15 による規制だけでは不十分な場合があることから、二次的自然環  
16 境の適切な保全や持続可能な農林水産業の推進、開発時の絶滅  
17 危惧種への配慮などが重要である。

### 18 19 (3) 保全の体制等のあり方

20 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制  
21 度運用のための体制の強化が重要であることから、本省におけ  
22 る体制の強化に加え、保全の取組の主体となる地方環境事務所  
23 を中心にの人材や予算等の確保に努める。

24 また、多様な主体の参画を進めるための効果的な連携体制の  
25 整備や国民の絶滅危惧種の保全に対する関心と理解を高めて  
26 いくことも不可欠である。このため、具体的な保全の取組を実  
27 施するなかでも、取組の目的に影響を与えない範囲で対象種や  
28 取組自体を公開するなど、多様な主体の参画や理解の促進に繋  
29 がる方法が考慮されることも重要である。

## 30 31 32 33 第5章 施策の展開

### 34 1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

35 (1) 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等  
36 特に、絶滅危惧種の分布や生息状況、生態等の情報は、保全の取組  
37 にかかる優先度の決定や、具体的な保全施策の検討に有効である。  
38 このため、モニタリングや情報蓄積のための体制を、既存の関連す

1 様々な情報整備の枠組の活用も含めて検討し、絶滅危惧種の  
2 分布等の基礎的情報の整備を進める。また、整備した情報は、  
3 適切な管理の上で関係主体との共有を図っていく。

## 4 5 (2) レッドリスト及びレッドデータブックの整備

6 レッドリスト及びレッドデータブックの整備及び定期的な  
7 見直しを引き続き推進する。なお、現行の環境省レッドリスト  
8 では対象外となっている海洋生物に関しては、平成 24 年度に  
9 検討した評価手法等に基づいて絶滅のおそれの度合いを評価  
10 し、平成 28 年度を目途にレッドリストの作成をめざす。将来  
11 的には、その成果を踏まえ、既存のレッドリストと海洋生物の  
12 レッドリストの統合や掲載種の移動など、相互の関係を整理し  
13 ていく。

## 14 15 (3) 絶滅危惧種保全重要地域の抽出

16 効果的な保全の推進のためには、個々の種の情報だけではな  
17 く、保全上重要な場所を把握する必要がある。そのため、種の  
18 保全の観点から必要な空間スケールを考慮しつつ、絶滅危惧種  
19 が集中する地域や、湧水や石炭岩地域等の特殊な環境に依存し  
20 ている種において、小面積であっても生存に不可欠な地域の抽  
21 出を行う。具体的な検討に際しては、生息・生育地の環境の維  
22 持・改善により効果的な回復が見込まれる特性を持つ種が対象  
23 に含まれるよう考慮する。ただし、当該情報は具体的な種の分  
24 布情報と関連するため、特に乱獲の対象となり得る種について  
25 は、情報の取扱いには十分に配慮する。

## 26 27 (4) 絶滅危惧種の保全状況の分析

28 絶滅危惧種の効果的な保全対策を検討するにあたっては、個々  
29 の絶滅危惧種の、野生下での生息・生育状況や種の回復を阻害  
30 している現在における要因、多様な主体による保全実施状況等  
31 に関する情報を把握することが重要である。このため、これら  
32 の情報を種毎に収集・整理し、現在の保全の取組の進捗度合い  
33 や不足している対策等を把握するための「絶滅危惧種保全カル  
34 テ」を作成することにより、今後講ずべき効果的な対策を検討  
35 する。

36 そのため絶滅危惧種保全カルテの作成にあたっては、収集す  
37 べき具体的な項目やその収集方法、種の特性も踏まえて保全状  
38 況を分析する際の考え方や方法等を検討するとともに、作成し  
39 た絶滅危惧種保全カルテの関係者との共有のあり方や情報の  
40 取扱い方法を検討する。その上で、対策の優先度の考え方を踏



1 まえ、絶滅危惧Ⅰ類（2,011種）に該当する種から、その生態  
2 や現状等についてある程度の情報がある種を優先して絶滅危  
3 惧種保全カルテの作成を行う進める。なお、絶滅危惧Ⅱ類であ  
4 っても、なんらかの要因で急激な減少が確認されるなど、早急  
5 な対策の検討が必要な種については、絶滅危惧種保全カルテを  
6 作成する。

7 また、平成23年度に実施した絶滅危惧種の保全に関する政  
8 策の全般的な点検は、今後10年程度を目途に定期的実施す  
9 る。なお、次の点検に関しては、愛知目標の達成状況の点検と  
10 の関係で適切なタイミングで行う。

## 12 2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

### 13 (1) 種の保存法による絶滅危惧種の保全

#### 14 【国内希少野生動植物種の指定の推進】

15 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、当面  
16 2020年までに300種の追加指定を目指し、それ以降も同様の  
17 ペースで指定の推進を図る。

18 その際、優先度の考え方を踏まえ、絶滅危惧ⅠA類（CR）  
19 のうち、現在国又は地方公共団体により規制等の保全が図られ  
20 ていない措置がなされていない、あるいは保全措置が不十分と  
21 判断され、指定の効果が見込まれる種から、種の保存法に基づ  
22 く国内希少野生動植物種の指定の有効性を検討し、必要な指定  
23 を推進していく。

24 ただし、捕獲・採取圧がある種や個体数増加の困難な種など  
25 は、絶滅危惧ⅠB類（EN）やⅠ類（CR+EN）を含めて、順次  
26 種の保存法の種指定の有効性を検討し、対策を推進する。

27 また、我が国の中でも特に重要な生態系が見られ、固有種も  
28 多い小笠原諸島や奄美・琉球といった地域については、自然公  
29 園等による保護区域の取組や外来種対策等と連携し、効果的な  
30 保全方法を検討し、絶滅危惧ⅠA類（CR）に限らず、絶滅危  
31 惧種の保全上の必要に応じ国内希少野生動植物種を指定する。

32 このほか、レッドリストのカテゴリーにかかわらず、急激な  
33 生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策  
34 を要すると判断される種についても、種指定等の検討を行う。

35 なお、国内希少野生動植物種の選定にあたっては、国民によ  
36 る提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体制を整備す  
37 る。具体的には、環境省のホームページにおいて、提案にあた  
38 ったの様式や提案の受付時期等の詳細を示すこととする。得ら  
39 れた提案は、適切な情報管理を行ったうえで、中央環境審議会

1 自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を検討す  
2 ることとする。

#### 4 **【国内希少野生動植物種の保存の取組】**

5 国内希少野生動植物種に係る生息地等保護区の指定や保護増  
6 殖事業計画の策定等の執行状況について、定期的な点検・見直  
7 しを行う。そのうえで、必要な追加的措置や関係者との連携体  
8 制、他の法令に基づく保全の取組との連携も含めた効果的な保  
9 全手法について検討し、対応する。

10 生息地等保護区は、種の特長や置かれた状況から、その種の  
11 個体の生息・生育にとって重要な役割を果たしている区域をき  
12 め細かに保護を図る制度である。そのため、小面積でも特に重  
13 要な区域を保護することが有効な種に対する当該制度の活用を  
14 検討していく。具体的には、「絶滅危惧種保全重要地域」や「絶  
15 滅危惧種保全カルテ」等により得られた情報に基づき、保護区  
16 指定による保護効果が高いと考えられる種及び生息・生育地で、  
17 その生息・生育地が良好に維持されている区域について、他の  
18 制度による保護施策とも連携しながら、指定の推進を行う。そ  
19 の際、里地里山等の二次的自然環境においては、当該環境が継  
20 続的な人間の働きかけを通じて形成されたものであることに留  
21 意しつつ、その維持管理の状況を踏まえ、体制とともに必要な  
22 場合には生息地等保護区を活用することも検討していく。

23 また、既存の指定した生息地等保護区の管理についても、  
24 区域毎に定める保護の指針に従い、適切な管理や生息・生育環  
25 境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握  
26 に努める。その上で、必要に応じ、既存の生息地等保護区の保  
27 護の指針や区域の見直しを検討する。

28 生息・生育地の維持・再生を図るだけでは不十分であり、個  
29 体数の積極的な維持・回復が必要な種については、保全手法や  
30 保全技術、体制等がある程度整ったものから保護増殖に取り組  
31 む。具体的には、「絶滅危惧種保全カルテ」等により得られた情  
32 報に基づき、積極的な保護増殖事業の実施による保護効果が高  
33 いと考えられる種について、他の制度による保護施策とも連携  
34 しながら、保護増殖事業計画の策定を推進する。また、保護増  
35 殖事業の実施主体としては国だけでなく、地方公共団体や民間  
36 も重要であり、種の保存法における環境大臣の確認・認定制度  
37 の活用を促進し、適切かつ確実な実施がされる体制を整える。  
38 すでに保護増殖事業計画が策定されている種は、保護増殖検討  
39 会等における有識者の知見を活用しつつ着実な実施・保全を推  
40 進し、事業の実施状況について定期的な評価に努め、必要に応

1 じて計画内容の見直しを検討する。

### 3 【国内希少野生動植物種の解除について】

4 種の保存法に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」の第  
5 二の1（1）に掲げる選定に関する基本的事項に該当しない国  
6 内希少野生動植物種については、その指定を解除する。

7 具体的には、国内希少野生動植物種が、個体数の回復により  
8 環境省レッドリストカテゴリーから外れ、ランク外と選定され  
9 た場合、指定を解除する。また、カテゴリーが準絶滅危惧（NT）  
10 へとダウリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶  
11 滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動植物  
12 種保存基本方針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含  
13 めた指定解除についての検討を開始する。その際、特に解除に  
14 による個体数減少の可能性については、十分な検証に努める。

15 なお、国内希少野生動植物種から解除した種については、レ  
16 ッドリストの見直し時のカテゴリーの変化を注視する。解除し  
17 たことにより個体数が減少し、再び環境省レッドリストカテ  
18 ゴリーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定する  
19 ことを検討する。

種指定解除につい  
て、モニタリングも  
含めて、その後どう  
するか管理の方向  
を記述。【桜井委員】

### 21 (2) 種の保存法以外の他法令の保護地域制度等の活用

22 絶滅危惧種保全重要地域の抽出や、「絶滅危惧種保全カルテ  
23 による保全状況の評価結果を踏まえ、種の保存法以外の既存の  
24 保護地域制度や関連事業等の活用も検討するとともににより、  
25 関係主体との連携しつつ、絶滅危惧種の保全を図る。

26 具体的には、国指定鳥獣保護区に関しては、希少鳥獣の生息  
27 地の維持・管理を図るとともに、保護対象となる鳥獣の繁殖、  
28 採餌等に必要な区域を広範に指定するなど、絶滅危惧種の生  
29 息・生育環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う。

30 国立公園内に生息・生育する絶滅危惧種については、その生  
31 息・生育状況の把握に努めるとともに、それに基づき、普通地  
32 域から特別地域、海域公園地区等への変更の検討や各国立公園  
33 の指定動植物（特別地域内や海域公園地区内で採取等が規制さ  
34 れる動植物）の更新を順次実施する。また、国立公園に近接す  
35 る区域に絶滅危惧種が生息・生育している場合には、国立公園  
36 の候補地選定要件を満たす範囲の中で、区域の拡張を検討する。  
37 さらに、国立公園内のニホンジカ対策をはじめとする生態系維  
38 持回復事業の実施や利用調整地区の設定においては、実施当該  
39 区域内に生息・生育する絶滅危惧種の保全についても考慮しな  
40 がら、事業を実施する。

1 海洋生物については、現在進められている海洋生物のレッド  
2 リストの整備を踏まえた上で、必要な保全措置を検討し、汚染  
3 負荷の軽減等の海域を明確に特定しない施策と、海域を明確に  
4 特定する海洋保護区の設定とを、必要に応じて適切に組み合わ  
5 せた保全を図ることが有効である。我が国において海洋保護区  
6 に該当する区域として、海洋生物多様性保全戦略（平成 23 年）  
7 や第 8 回総合海洋政策本部会合（平成 23 年）により、既存の自  
8 然環境保全法令等に基づく各種規制区域が整理されており、平  
9 成 25 年度末を目途に現在作業が進められている重要海域の抽  
10 出結果も踏まえたうえで、自然景観の保護、自然環境又は生物  
11 の生息・生育場の保護、水産生物の保護培養等、異なる目的や  
12 規制内容を持つこれらの区域の効果的な設定により、開発規制  
13 や採捕規制をおこない、そ海洋生物の保全を推進する。

海洋保護区につい  
ては具体性がない  
ため、もう少し踏み  
込んで記述すべき。  
【桜井委員】

### 15 (3) 保護地域以外での保全の取組

16 広域分布種で全国的に減少傾向にある絶滅危惧Ⅱ類（VU）な  
17 ど、保全対策の方法について情報の共有が有効な種に関しては、  
18 各地で実施されている取組などの情報の収集・整備と効果的な  
19 保全対策のあり方の検討を行い、多様な主体による全国的な保  
20 全取組の推進を目指して、保全に関するガイドライン等の作成  
21 に取り組む。

・保護地域以外での  
ハビタット管理に  
ついてももっと記  
述できると良い。

【石井信委員】  
・持続可能な農林水  
産業の推進に関す  
る取組についても  
記述すべき。【白山  
委員・武内委員】

22 里地里山については、継続的な人間の働きかけを通じて形成  
23 された環境であることを踏まえつつ、絶滅危惧種の生息・生育  
24 地の観点も含めて、生物多様性保全上重要な地域を抽出し、抽  
25 出した地域の保全管理の促進を検討する。絶滅危惧種の生息・  
26 生育地としての観点は、里地里山の重要性を評価する項目の一  
27 つであり、その生物多様性保全上重要な地域の抽出にあたって  
28 は、絶滅危惧種の保全に焦点を当てた絶滅危惧種保全重要地域  
29 の抽出の取組とも手法の検討段階から情報共有を行うなど、効  
30 果的な連携を図っていく。

31 これらの取組に当たり、所管する土地の環境を管理する立場  
32 から生物多様性保全に取り組む他省庁に対しては、関連施策の  
33 実施に有益な絶滅危惧種の保全に関する情報の共有を図るとと  
34 もに、具体的な施策に関して情報交換や協議等を通じて可能な  
35 協力を行うことにより、政府全体としての対策の強化に努める。

36 また、渡り性の絶滅のおそれのある鳥類の保全については、  
37 二国間渡り鳥条約や東アジア・オーストラリア地域フライウェ  
38 イ・パートナーシップ等の国際的な連携枠組において情報交換  
39 や具体的な保全の取組を推進する。

#### 1 (3.4) 保全手法及び保全技術の開発と普及

2 種の存続の困難さは高いが有効な保全手法及び保全技術が未  
3 確立であるため具体的な施策の実施が困難な種については、こ  
4 れらの手法や技術の開発を推進する必要がある。そのため、具  
5 体的な事業の実施や既存の事業からの情報収集や及び分析・評  
6 価等により、体制の構築や合意形成手法を含む保全手法と、生  
7 息・生育地の維持・改善技術や増殖技術等の科学的な保全技術  
8 について、必要な開発と普及を推進する。その際、各分類群内  
9 では共通する課題も多いため、分類群単位で特に保全手法や技  
10 術の整備が立ち後れているものを念頭に取組を行う。また、生  
11 息環境の視点から、分類群を横断して複数の種に保全手法・技  
12 術が共通するものについても取り組む。特に里地里山等の二次  
13 的自然環境を維持管理することによる該当種の保全の取組が必  
14 要な場合については、地域における取組の情報を収集し、課題  
15 と保全方法を検討する。

16 また、生息域外保全の関係では、(公社)日本動物園水族館協  
17 会、(公社)日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会及び研究  
18 機関等とも連携し、飼育繁殖技術の開発が遅れている分類群を  
19 抽出し、その開発を行うなど、適切な手法及び技術を蓄積して  
20 いく。特に生息域外保全の重要な役割を担う主体の一つである  
21 (公社)日本動物園水族館協会とは、生息域外保全の取組推進  
22 に関する内容を盛り込んだ生物多様性保全の推進に関する基本  
23 協定書を結び、ツシマヤマネコやライチョウ等の国内希少野生  
24 動植物種をはじめとする絶滅危惧種の生息域外保全の取組を推  
25 進するための協力体制をより一層強化していく。

26 さらに、保護増殖事業の一環として野生復帰を検討する際に  
27 は、個々の種毎に置かれた状況や野生復帰の必要性も異なるこ  
28 とから、関係する様々な主体との十分な調整を行いながら、野  
29 生復帰実施の適否や実現可能性を含めた十分な事前検討を行う。  
30 また、実施にあたっては、野生復帰実施計画を作成し、モニタ  
31 リングを行って適切な手法及び技術を蓄積し、順応的に取り組  
32 む。

### 34 3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

#### 35 (1) 多様な主体の連携

36 絶滅危惧種に関する基盤となる各種知見の集積や具体的な保  
37 全の施策の実施において、関係省庁や地方公共団体との適切な  
38 役割分担や協力体制の形成のため、連携の強化を図る。特に都  
39 道府県の担当部局との連絡会を開催することなどにより、情報

1 共有の体制整備を推進するとともに、個々の保全の取組におい  
2 ても更なる連携を図っていく。

3 具体的には、本保全戦略に示した基本的考え方をはじめ、施  
4 策の実施及び推進に有益な絶滅危惧種の保全の考え方、保護増  
5 殖事業等により得られた具体的な保全手法や技術等を積極的に  
6 地方公共団体と共有することで、地方公共団体の取組を支援す  
7 る。また、本保全戦略に示した絶滅危惧種保全重要地域や絶滅  
8 危惧種保全カルテに関する情報についても、捕獲・採取を誘発  
9 する危険性がある絶滅危惧種の分布情報等が適切に管理される  
10 よう、情報管理の体制を形成した上で、関連行政機関との共有  
11 を図っていく。これらの情報のうち、社会的な理解の促進と絶  
12 滅危惧種の保全に有益と考えられる情報については、適切な方  
13 法により公開する。さらに、市民参加型で生物多様性情報の集  
14 約を進める中でも絶滅危惧種情報の蓄積を図る。

15 捕獲・採取圧のある絶滅危惧種について監視活動や保護増殖  
16 の取組等、個々の保全の取組において、全国規模の専門団体の  
17 ほか、博物館や地方公共団体の自然系調査研究機関、農林水産  
18 業の試験場、大学といった各地域の専門機関及び種の保存法に  
19 基づく希少野生動植物種保存推進員や市井の有識者等の絶滅危  
20 惧種の知見を有する者との連携を推進する。また、地域住民、  
21 専門家、市井の有識者、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間  
22 企業、各種基金等の多様な主体の参画（知見、技術、人員、土  
23 地、資金等の提供）を促進するために効果的な連携体制の検討  
24 を進める。その一環として、保護増殖事業等の取組について、  
25 企業をはじめとする多様な主体の参画や協力を促進させるマッ  
26 チングの仕組みを検討する。[また、地方公共団体による各主体  
27 の連携・協力を斡旋する拠点（地域連携保全活動支援センター）  
28 の設置を促進する。](#)

29 「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する  
30 基本方針」や「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に  
31 関する基本的な考え方」等、絶滅危惧種の保全に際して重要な  
32 考え方については、地方公共団体に限らず絶滅危惧種の保全に  
33 取り組む主体と共有することが重要であり、(公社)日本動物園  
34 水族館協会等の関連機関とも連携して普及広報を図る。

35 里地里山については、当該地域を生息・生育環境とする絶滅  
36 危惧種の保全の観点からも、自然的・社会的条件に応じて管理  
37 を積極的に推進する地域について総合的に判断しつつ、農林漁  
38 業者をはじめ、NGO・NPO等の民間団体などの地域ネットワ  
39 ーク及び都市と農山漁村との交流により、多様な主体が担い手  
40 となり意欲を持って持続的に利用する枠組みの構築により対応

を進める。

## (2) 社会的な理解の促進

絶滅危惧種の保全について国民の幅広い賛同と理解も重要である。このため、保全活動にあたっての連携やガイドラインの作成を通じた人材育成を図るとともに、絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成、ホームページ上での掲載等を通じて、広く普及広報を行う。

具体的な取組として、例えば、ノヤギ駆除の取組によって野生個体群が回復した小笠原諸島のウラジロコムラサキなど、保全のための努力がなされた結果、レッドリストの見直しの際に絶滅のおそれ lowered した種もある。このような保全の取組によって個体群の回復が見られる具体的な成功事例等について収集し、紹介していく。

なお、普及広報や教育のために保護増殖事業等の取組を公開する場合には、保護増殖の取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら公開の方法を検討していく。

また、普及広報や教育活動においても、(公社)日本動物園水族館協会、(公社)日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会の加盟園館や、地域の NGO 等との効果的な連携を図るものとする。特に(公社)日本動物園水族館協会とは、生物多様性保全の推進に関する基本協定書を結び、普及啓発における協力体制をより一層強化していく。

草の根の取組に関し、環境省では自然環境の保全に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰する『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を毎年行っている。また、環境省では(公財)日本鳥類保護連盟とともに、全国の小学校・中学校・高等学校・一般団体などが行っている野生生物保護活動などの内容を発表する場として「全国野生生物保護実績発表大会」を、野生生物保護に尽力した個人又は団体に対する表彰の場として「全国野鳥保護のつどい」を年1回開催している。自然環境や野生生物の保全について国民の認識を深めるため、引き続きこれらの大会や表彰を実施していく。

また、自然環境の保全・再生や生物多様性の保全活動に対しては、「田園自然再生活動コンクール」(主催:(一社)地域環境資源センター)や「生物多様性日本アワード」(主催:(公財)イオン環境財団)など民間主導による表彰も行われている。こうした民間主導の表彰制度のうち、特に絶滅のおそれのある野

- 1 | 生生物の保全活動の推進に効果が期待されるものについては
- 2 | 環境省で後援・協力することにより主催団体との連携を図り、
- 3 | 保全活動に対する国民の理解や関心を深めていく。